

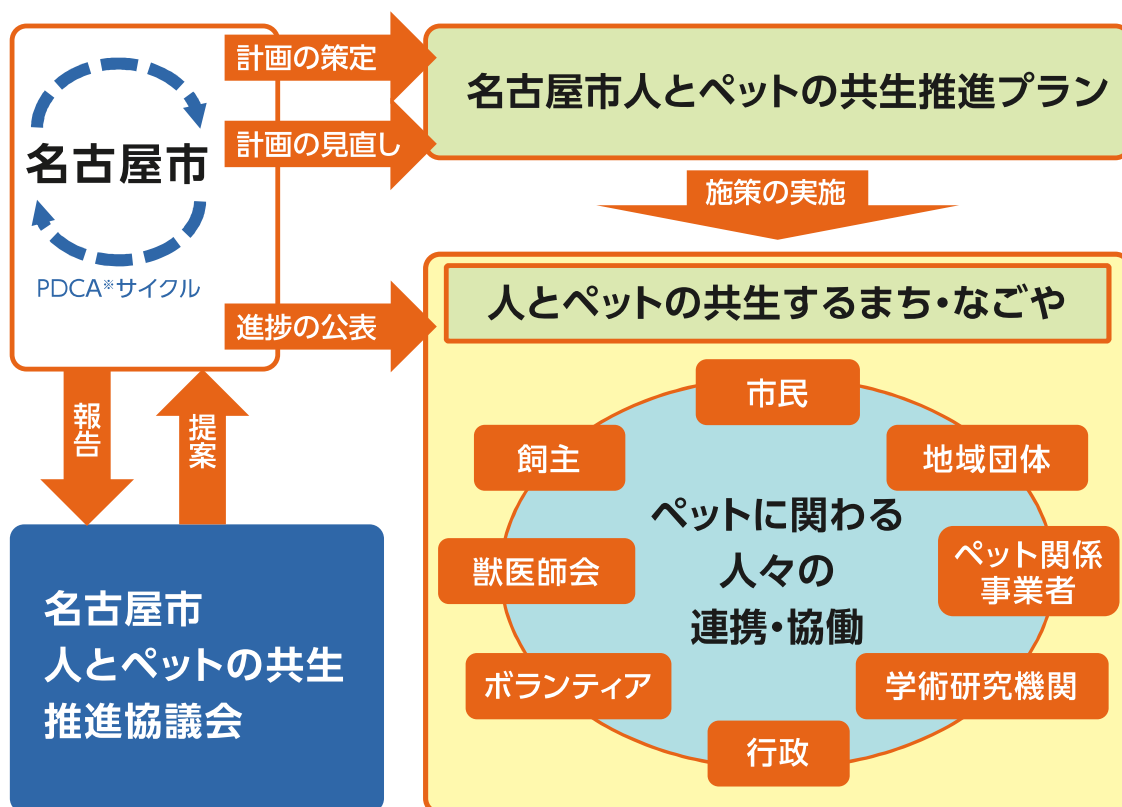
第2章

推進体制と進行管理

市は本プランを策定した後、プランに基づく事業の実施、事業の進捗状況の管理及びプランの改正等を行います。

また、本市動物愛護条例に基づく市長の附属機関として、令和2年度から「名古屋市人とペットの共生推進協議会（以下「協議会」という。）」の設置を予定しています（令和2年8月に設置済み）。協議会は学識経験者、地元獣医師会、関係事業者団体、関連ボランティアなどを構成員とし、人とペットの共生に向けた事項に関し、市長からの諮問に対する答申、意見の具申、計画の進捗状況の報告に基づく計画及び施策の見直しなどについての提案を行います。

＜計画の推進体制と進行管理のイメージ図＞



※ 計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の繰り返しによるマネジメントサイクル